

居宅介護サービス費用（重要事項説明書別表）

基本サービス単位数表			
身体介護中心・通院介助（身体介護有り）	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	256	2744	275
30分以上1時間未満	404	4330	433
1時間以上1時間30分未満	587	6292	630
1時間30分以上2時間未満	669	7171	718
2時間以上2時間30分未満	754	8082	809
2時間30分以上3時間未満	837	8972	898
3時間以上	921 + 83（30分毎）	9873 + 889	988 + 89
家事援助	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106	1136	114
30分以上45分未満	153	1640	164
45分以上1時間未満	197	2111	212
1時間以上1時間15分未満	239	2562	257
1時間15分以上1時間30分未満	275	2948	295
1時間30分以上	311 + 35（30分毎）	3333 + 375	334 + 38
通院介助（身体介護無し）	単位数	利用料	利用者負担額
30分未満	106	1136	114
30分以上1時間未満	197	2111	212
1時間以上1時間30分未満	275	2948	295
1時間30分以上	345 + 69（30分毎）	3698 + 739	370 + 74

※2人の従業者により居宅介護を行う場合は、2人の従業者について区市町村が認める場合（①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当する場合）で、利用者から同意を得ている場合になります。各ヘルパーの所定単位数で算定します。

※3級ヘルパー等が居宅介護サービス提供にあたる際は、所定単位を減じて算定します。

身体介護 所定単位の30%減

家事援助 所定単位の10%減

加減算単位数表

加算	単位数	算定
初回加算	200単位	◎
夜間・早朝加算	基本サービス単位の25%＋（18時-22時・6時-8時）	◎
深夜加算	基本サービス単位の50%＋（22時-6時）	◎
緊急時対応加算	1回につき100単位（月2回を限度）	◎
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日当たり100単位を加算	○
利用者負担上限管理加算	1回につき150単位を加算（月1回を限度）	◎
福祉専門職員等連携加算	1回につき564単位を加算（90日間で3回を限度）	◎
特定事業所加算Ⅰ	基本サービス単位の20%	○
特定事業所加算Ⅱ	基本サービス単位の10%	◎
特定事業所加算Ⅲ	基本サービス単位の10%	○
特定事業所加算Ⅳ	基本サービス単位の5%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰイ	基本単位＋加算単位の44.6%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰロ	基本単位＋加算単位の45.6%	◎
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱイ	基本単位＋加算単位の43.1%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱロ	基本単位＋加算単位の44.1%	○
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	基本単位＋加算単位の27.3%	○
減算	単位数	算定
同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合10%	×
同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合15%	×
身体拘束廃止未実施減算	基準を満たしていない場合所定単位数の1%	×
虐待防止措置未実施減算	基準を満たしていない場合所定単位数の1%	×
業務継続計画未策定減算	基準を満たしていない場合所定単位数の1%	×
情報公表未報告減算	情報公表に係る報告がされていない場合所定単位数の5%減算	×
基礎研修課程修了者等により行われる場合	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が、居宅における身体介護および通院等介助（身体介護を伴う場合）を提供する場合30%	×
	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が、家事援助および通院等介助（身体介護を伴わない場合）および通院等乗降介助を提供する場合10%	×

◎＝算定している

○＝算定の可能性がある

×＝算定しない

キャンセル料	
サービス利用日の前日	サービス利用単位数×10.72の50%
サービス利用日の当日	サービス利用単位数×10.72の100%